

日進市地域防災計画の修正(案)要旨

●＜風水害・原子力等災害対策計画＞の内容に関する修正

I 避難に係る対策の拡充

1 「避難行動」に係る章の新設

平成26年8月の広島市土砂災害の発生や「避難勧告等の判断・伝達マニュアル作成ガイドライン」(内閣府)の改正(平成26年9月)等を踏まえ、命を守るための避難行動に係る対策を整理・充実し、「第2編 災害予防計画」に、新たな章「避難行動の促進対策」を設ける。

2 Lアラートへ災害情報の提供を開始したことに伴う修正

平成27年4月から、多様で身近なメディアを通して、災害情報等を迅速かつ確実に受け取ることができるようにするため、県内市町村が発表する避難勧告・指示の発令や避難所の開設等の情報をLアラート(公共情報commons)に提供することとしたことに伴い、「第3編 第6章 広報、第7章 第1節 避難対策」に必要な修正を行う。

3 土砂災害防止法の一部改正等に伴う修正

平成26年11月に、土砂災害防止法(土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律)が一部改正され、市町村地域防災計画において、土砂災害警戒区域について、避難場所及び避難経路に関する事項、避難訓練の実施に関する事項等を定めることとされたこと等に伴い、「第2編 第11章 第4節 砂防対策」に必要な修正を行う。

II その他の主な修正事項

1 国土強靱化基本計画の策定等に伴う修正

平成26年6月に国土強靱化基本計画が策定され、愛知県地域強靱化計画の策定作業が進められていることに伴い、「第1編 第1章 第2節 計画の性格及び基本方針等」に必要な修正を行う。

2 指定公共機関の追加に伴う修正

国が、指定公共機関を追加指定したこと等に伴い、「第1編 第3章 第

2節 処理すべき事務又は業務の大綱」において、指定地方行政機関、指定公共機関等の見直しを行う。

3 災害時における放置車両の移動等が規定されたことに伴う修正

平成26年11月に、災害対策基本法が一部改正され、大規模災害時において直ちに道路啓開を進め、緊急車両の通行ルートを迅速に確保するため、道路管理者による放置車両対策について規定されたことに伴い、「第3編 第13章 輸送対策、第14章 交通施設対策」に必要な修正を行う。

4 愛知県災害多言語支援センターを設置することとしたことに伴う修正

多言語情報の提供と被災外国人に通訳や翻訳による支援等を行う県の組織として、災害の発生時等に「愛知県災害多言語支援センター」が設置されることに伴い、「第2編 第5章 要配慮者対策、第3編 第8章 要配慮者支援対策」に必要な修正を行う。

5 応急仮設住宅の設置に係る方針の整理に伴う修正

内閣府・国土交通省通知「大規模災害発生時における被災者の住まいの確保に向けた取組の充実について」に基づき、応急仮設住宅の設置について、賃貸住宅の借上げによる方法を活用すること等を基本方針に記載するなど、「第3編 第21章 住宅対策」に必要な修正を行う。

I 避難に係る対策の拡充

1 「避難行動」に係る章の新設

【主な内容】

第2編 第4章 「避難行動の促進対策」

■基本方針

避難勧告等は、空振りをおそれず、早めに出すことを基本とし、避難勧告等の判断基準の明確化を図る。

災害情報共有システム（Lアラート）の活用による報道機関等を通じた情報提供に加え、緊急速報メール機能等を活用して、気象警報や避難勧告等の伝達手段の多重化・多様化を図る。

市長は、あらかじめ指定緊急避難場所の指定及び整備、避難計画の作成を行うとともに、避難に関する知識の普及を図り、住民等の安全確保に努めるものとする。

■主な機関の措置

区分	機関名	主な措置
第1節 気象警報や避難勧告等の 情報伝達体制の整備	県 市	・気象警報や災害情報等の伝達システムの整備や維持管理 ・情報伝達手段の多重化・多様化の確保
第2節 避難場所及び避難道路の 指定等	市	1. 避難場所の指定 2. 避難道路の選定
第3節 避難勧告等の判断・伝達マ ニュアルの作成	市	1. (1) マニュアルの作成 1. (2) 判断基準の設定に係る助言 1. (1) 判断のための助言を求める ための事前準備
第4節 避難誘導等に係る計画の 策定	市及び防災上 重要な施設の 管理者	避難計画の作成
第5節 避難に関する意識啓発	市	(1) 避難場所等の広報 (2) 避難のための知識の普及

2 Lアラートへ災害情報の提供を開始したことに伴う修正

【主な修正箇所】

第2編 第4章 「避難行動の促進対策」

現行	修正案
(追加)	<p><u>災害情報共有システム(Lアラート)の活用による報道機関等を通じた情報提供に加え、緊急速報メール機能等を活用して、気象警報や避難勧告等の伝達手段の多重化・多様化を図る。</u></p>
(追加)	<p><u>第1節 気象警報や避難勧告等の情報伝達体制の整備</u></p> <p><u>県は、市町村に対して気象警報等が確実に伝わるよう、防災行政無線(高度情報通信ネットワーク)、全国瞬時警報システム(Jアラート)等を適切に維持管理する。また、災害情報を放送事業者、新聞社、通信事業者等に効率的に伝達する共通基盤である災害情報共有システム(Lアラート)を活用するための体制を整備する。</u></p> <p><u>市は、さまざまな環境下にある住民等に対して気象警報や避難勧告等が確実に伝わるよう、関係事業者の協力を得つつ、防災行政無線、携帯電話(緊急速報メール機能を含む。)等を用いた伝達手段の多重化、多様化の確保を図る。</u></p> <p><u>また、迅速・的確な避難行動に結びつけるよう、その伝達内容等についてあらかじめ検討する。</u></p>

第3編 第6章 「広報」

現行	修正案
<p>①広報活動 (追加)</p>	<p>①広報活動</p> <p><u>ウ 広報活動の実施方法</u></p> <p><u>・避難情報等については、災害情報共有システム(Lアラート)を活用して迅速かつ的確に情報発信を行う。</u></p> <p><u>・各防災関係機関は、臨時広報紙等の配</u></p>

	<u>布、掲示板や緊急速報メール機能、ホームページ、ソーシャルメディアの利用等あらゆる媒体を有効に活用して広報活動を行う。</u>
--	---

第3編 第7章 第1節 「避難対策」

現行	修正案
<p><u>7. 避難勧告・指示の周知、報告及び避難の準備</u></p> <p>(1) 避難の勧告・指示等の周知徹底 ・伝達手段は、防災行政無線のほか、ケーブルテレビ、携帯電話（緊急速報メール機能を含む。）、市ホームページや防災情報ブログ、広報車の巡回あるいは自主防災組織・自治会・町内会を通じた電話連絡や戸別伝達に加えて、テレビ・ラジオ放送局に情報を提供し、協力を求める。</p>	<p><u>8. 避難勧告・指示の周知、報告及び避難の準備</u></p> <p>(1) 避難の勧告・指示等の周知徹底 ・伝達手段は、防災行政無線のほか、ケーブルテレビ、携帯電話（緊急速報メール機能を含む。）、市ホームページや防災情報ブログ、広報車の巡回あるいは自主防災組織・自治会・町内会を通じた電話連絡や戸別伝達に加えて、テレビ・ラジオ放送局に情報を提供し、協力を求める。 <u>このほか、災害情報共有システム（リアラート）に情報を提供することにより、テレビ・ラジオや携帯電話、インターネット等の多様で身近なメディアを通じて市民等が情報を入手できるよう努める。</u></p>

3 土砂災害防止法の一部改正等に伴う修正

【主な修正箇所】

第2編 第11章 第4節 「砂防対策」

現行	修正案
<p>第10章 水害予防対策</p> <p>第4節 砂防対策</p> <p>(追加)</p>	<p>第11章 水害予防対策</p> <p>第4節 「砂防対策」</p> <p><u>1. 市における措置</u></p> <p><u>(1) 土砂災害警戒区域に関する警戒避難体制の整備</u></p> <p><u>市防災会議は、土砂災害警戒区域の指定があったときは、市地域防災計画において、当該警戒区域ごとに、次に掲げる事項について定め、避難体制の充実・強化を図る。</u></p>

	<p><u>ア 土砂災害に関する情報の収集及び伝達並びに予報又は警報の発令及び伝達に関する事項</u></p> <p><u>イ 避難施設その他の避難場所及び避難道路その他の避難経路に関する事項</u></p> <p><u>ウ 土砂災害に係る避難訓練の実施に関する事項</u></p> <p><u>エ 警戒区域内に、社会福祉施設、学校、医療施設その他の主として防災上の配慮を要する者が利用する施設であつて、急傾斜地の崩壊等が発生するおそれがある場合における当該施設を利用している者の円滑かつ迅速な避難を確保する必要があると認められるものがある場合にあっては、これらの施設の名称及び所在地</u></p> <p><u>オ 救助に関する事項</u></p> <p><u>カ 前各号に掲げるもののほか、警戒区域における土砂災害を防止するために必要な警戒避難体制に関する事項</u></p> <p><u>キ 急傾斜地の崩壊等が発生するおそれがある場合におけるエに規定する施設を利用している者の円滑かつ迅速な避難を確保するため、アに掲げる事項として土砂災害に関する情報、予報及び警報の伝達に関する事項</u></p> <p><u>(2) ハザードマップの作成及び周知</u></p> <p><u>警戒区域をその区域に含む場合、市地域防災計画に基づきハザードマップを作成する。作成に当たっては、土砂災害警戒区域等の範囲や避難場所、避難経路等を明示するとともに、土石流等のおそれのある区域から避難する際の方向を示すなど、実際の避難行動に資する内容となるよう努めるものとする。</u></p> <p><u>また、ハザードマップを住民等に周知するに当たっては、ホームページに加え、</u></p>
--	--

	掲示板の活用や各戸配布、回覧板など 様々な手法を活用して周知するものとする。
--	---

II その他の主な修正事項

1 国土強靱化基本計画の策定等に伴う修正

【主な修正箇所】

第1編 第1章 第2節 「計画の性格及び基本方針等」

現行	修正案
(追加)	<p><u>2. 他計画との関係</u></p> <p><u>(1) この計画の国土強靱化に関する部分は、強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法（平成25年法律第95号）に基づく「国土強靱化基本計画」との調和を保ちつつ、愛知県の国土強靱化地域計画を指針とするものとする。</u></p>

2 指定公共機関の追加に伴う修正

【主な修正箇所（機関名のみ）】

第1編 第3章 第2節 「処理すべき事務又は業務の大綱」

現行	修正案
<p><u>2. 指定公共機関、指定地方公共機関、公共的団体及び防災上重要な施設の管理者</u></p> <p>(追加)</p> <p>(追加)</p> <p>(追加)</p> <p>(追加)</p> <p>(追加)</p> <p>(追加)</p> <p>(追加)</p>	<p><u>2. 県</u></p> <p>① <u>県</u></p> <p>② <u>県警察</u></p> <p><u>3. 指定地方行政機関</u></p> <p>① <u>中部森林管理局</u></p> <p>② <u>中部運輸局</u></p> <p>③ <u>大阪航空局中部空港事務所</u></p> <p>④ <u>名古屋地方气象台</u></p> <p>⑤ <u>中部地方整備局</u></p> <p><u>4. 自衛隊</u></p> <p>● <u>自衛隊</u></p>

<p>(1) 指定公共機関</p> <p>(追加)</p> <p>(追加)</p> <p>① 西日本電信電話株式会社</p> <p>(追加)</p> <p>② KDDI株式会社</p> <p>③ 株式会社NTTドコモ</p> <p>(追加)</p> <p>④ 中部電力株式会社</p> <p>⑤ 東邦ガス株式会社</p> <p>⑥ 日本郵便株式会社</p> <p>(追加)</p> <p>(2) 指定地方公共機関</p> <p>(追加)</p> <p>(追加)</p> <p>●名古屋鉄道株式会社</p> <p>(追加)</p> <p>(追加)</p> <p>(追加)</p> <p>(追加)</p> <p>(追加)</p> <p>(追加)</p>	<p>5. 指定公共機関</p> <p>① 日本赤十字社</p> <p>② 日本放送協会</p> <p>③ 西日本電信電話株式会社</p> <p>④ エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社</p> <p>⑤ KDDI株式会社</p> <p>⑥ 株式会社NTTドコモ</p> <p>⑦ ソフトバンクモバイル株式会社</p> <p>⑧ 中部電力株式会社</p> <p>⑨ 東邦ガス株式会社</p> <p>⑩ 日本郵便株式会社</p> <p>⑪ 日本通運株式会社、福山通運株式会社、佐川急便株式会社、ヤマト運輸株式会社、西濃運輸株式会社</p> <p>6. 指定地方公共機関</p> <p>① 愛知県土地改良事業団体連合会</p> <p>② 各ガス事業会社</p> <p>③ 名古屋鉄道株式会社</p> <p>④ 各民間放送及び新聞社</p> <p>⑤ 公益社団法人愛知県医師会</p> <p>⑥ 一般社団法人愛知県歯科医師会</p> <p>⑦ 一般社団法人愛知県薬剤師会</p> <p>⑧ 公益社団法人愛知県看護協会</p> <p>⑨ 一般社団法人愛知県LPガス協会</p>
--	---

3 災害時における放置車両の移動等が規定されたことに伴う修正

【主な修正箇所】

第3編 第13章 「輸送対策」

現行	修正案
<p>(追加)</p>	<p>1. 緊急輸送道路の確保</p> <p>(1) 道路被害情報の収集</p> <p style="padding-left: 20px;">巡視等の実施により、被害情報を速やかな把握に努める。</p> <p>(2) 緊急輸送道路の機能確保</p> <p style="padding-left: 20px;">管理道路における緊急輸送道路指定路線について、障害物の除去、応急復旧</p>

	<p>等を行い、道路機能を確保する。</p> <p>なお、<u>放置車両や立ち往生車両等が発生した場合で、緊急通行車両の通行を確保するため緊急の必要があるときは、道路管理者として区間を指定して、運転者等に対し車両の移動等の命令を行うものとする。運転手がない場合等においては、自ら車両の移動等を行うものとする。</u></p> <p>(3) 情報の提供</p> <p><u>緊急輸送道路の確保状況、通行規制、迂回路等の情報について関係機関、道路利用者等に対して情報提供を行う。</u></p>
--	---

第3編 第14章 「交通施設対策」

現行	修正案
<p>2. 運転者の措置</p> <p>③ <u>警察官の指示</u>を受けたときは、その指示に従って車両を移動<u>又は駐車</u>すること。</p>	<p>2. 運転者の措置</p> <p>③ <u>警察官又は道路管理者の命令や指示</u>を受けたときは、その命令や指示に従って車両を移動等すること。</p>

4 愛知県災害多言語支援センターを設置することとしたことに伴う修正

【主な修正箇所】

第2編 第5章 要配慮者対策

現行	修正案
<p>第4章 要配慮者対策</p> <p>4. 外国人等に対する防災対策 (追加)</p>	<p>第5章 要配慮者対策</p> <p>4. 外国人等に対する防災対策</p> <p>⑤ <u>災害時に多言語情報の提供を行う愛知県災害多言語支援センターや県国際交流協会の「多言語情報翻訳システム」の活用等が図られるための体制整備を推進する。</u></p>

第3編 第8章 要配慮者支援対策

現行	修正案
<p>7. 外国人への情報の提供と収集</p> <p><u>国際交流協会や各種ボランティア団体と連携し、語学ボランティア等を避</u></p>	<p>7. 外国人に対する情報提供と支援ニーズの把握</p> <p><u>次の方法により災害情報や支援情報等の提供を行うとともに、必要な支援</u></p>

<p><u>難所等に派遣し、災害情報や支援情報等の提供を行うとともに、必要な支援情報を収集する。</u></p> <p>(追加)</p>	<p><u>ニーズを収集する。</u></p> <p>(1) <u>国際交流協会や各種ボランティア団体との連携</u></p> <p>(2) <u>県国際交流協会の「多言語情報翻訳システム」等の活用</u></p> <p>(3) <u>愛知県災害多言語支援センター(大規模災害時に設置)が発信する多言語情報の活用</u></p> <p>(4) <u>通訳ボランティア等の避難所等への派遣(ボランティアセンターを通じて依頼)</u></p>
--	---

5 応急仮設住宅の設置に係る方針の整理に伴う修正

【主な修正箇所】

第3編 第21章 第2節 「応急仮設住宅の供与」

現行	修正案
<p>第2節 応急仮設住宅の供与</p> <p>災害により住家が滅失した被災者のうち、自らの資力では住宅を確保することができない者に対し、一時的な居住の安定を図るため、応急仮設住宅を設置するものとする。</p> <p>(追加)</p> <p>(1) 対象者</p>	<p>第2節 応急仮設住宅の供与</p> <p>災害により住家が滅失した被災者のうち、自らの資力では住宅を確保することができない者に対し、一時的な居住の安定を図るため、応急仮設住宅を設置するものとする。</p> <p><u>応急仮設住宅の設置については、建設又は賃貸住宅等の借り上げによるものとし、災害の特性等に応じて供与方法を選択する。</u></p> <p><u>1. 応援協力の要請</u></p> <p><u>市は、住宅の被災状況等から応急仮設住宅の設置が必要な場合は、県に対して、設置を要請する。</u></p> <p><u>県は、応急仮設住宅の設置に当たっては、協定締結団体に協力を要請する。</u></p> <p><u>2. 被災者の入居及び管理運営</u></p> <p>(1) 対象者</p>

<p><u>自己の資力では住宅を建築することができない者で、次のいずれかに該当する者とする。</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・<u>災害のため住家が全壊（焼）、流失した者</u> ・<u>居住する仮住家がない者</u> <p>（追加）</p> <p>（追加）</p>	<p><u>災害により被災し、原則として次のいずれにも該当する者とする。</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・<u>住家が全壊、全焼又は流失した者であること。</u> ・<u>居住する住家がない者であること。</u> ・<u>自らの資力をもってしては、住宅を確保することができない者であること。</u> <p>（４）<u>管理運営</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・<u>応急仮設住宅の管理運営については、県が行う救助の補助として委託された市がこれを行う。</u> ・<u>応急仮設住宅は、被災者に対しての一時的居住の場所を与えるための仮設建設であることを考慮し、使用目的に反しないよう適切に管理する。その際、応急仮設住宅における安心・安全の確保、孤独死やひきこもりなどを防止するための心のケア、入居者によるコミュニティの形成及び運営に努めるとともに、女性の参画を推進し、女性を始めとする生活者の意見を反映できるよう配慮するものとする。また、必要に応じて、応急仮設住宅におけるペットの受入れに配慮するものとする。</u> <p>（５）<u>供与の期間</u></p> <p><u>入居者に供する期間は、応急仮設住宅の完成の日から２年以内とする。なお、供用期間終了後は、県が譲渡又は解体撤去の処分を速やかに行う。</u></p>
---	---

●＜地震災害対策計画＞の内容に関する修正

I 避難に係る対策の拡充

1 「避難行動」に係る章の新設

平成26年8月の広島市土砂災害の発生や「避難勧告等の判断・伝達マニュアル作成ガイドライン」(内閣府)の改正(平成26年9月)等を踏まえ、命を守るための避難行動に係る対策を整理・充実し、「第2編 災害予防計画」に、新たな章「避難行動の促進対策」を設ける。

2 Lアラートへ災害情報の提供を開始したことに伴う修正

平成27年4月から、多様で身近なメディアを通して、災害情報等を迅速かつ確実に受け取ることができるようにするため、県内市町村が発表する避難勧告・指示の発令や避難所の開設等の情報をLアラート(公共情報コモンズ)に提供することとしたことに伴い、「第3編 第5章 広報、第6章 第1節 避難対策」に必要な修正を行う。

3 土砂災害防止法の一部改正等に伴う修正

平成26年11月に、土砂災害防止法(土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律)が一部改正され、市町村地域防災計画において、土砂災害警戒区域について、避難場所及び避難経路に関する事項、避難訓練の実施に関する事項等を定めることとされたこと等に伴い、「第2編 第8章 地盤災害の予防」に必要な修正を行う。

II その他の主な修正事項

1 国土強靱化基本計画の策定等に伴う修正

平成26年6月に国土強靱化基本計画が策定され、愛知県地域強靱化計画の策定作業が進められていることに伴い、「第1編 第1章 第2節 計画の性格及び基本方針等」に必要な修正を行う。

2 指定公共機関の追加に伴う修正

国が、指定公共機関を追加指定したこと等に伴い、「第1編 第5章 第2節 処理すべき事務又は業務の大綱」において、指定地方行政機関、指定公共機関等の見直しを行う。

3 建築物の耐震化策の拡充に伴う修正

建築物の耐震改修の促進に関する法律の改正等を踏まえ、指定避難所等の防災上重要な建築物を指定し、耐震診断結果の報告を義務付けることに伴

い、「第2編 第9章 第1節 建築物の耐震推進」に必要な修正を行う。

4 災害時における放置車両の移動等が規定されたことに伴う修正

平成26年11月に、災害対策基本法が一部改正され、大規模災害時において直ちに道路啓開を進め、緊急車両の通行ルートを迅速に確保するため、道路管理者による放置車両対策について規定されたことに伴い、「第3編 第13章 第1節 緊急輸送道路確保計画、第3節 自動車運転者における措置」に必要な修正を行う。

5 愛知県災害多言語支援センターを設置することとしたことに伴う修正

多言語情報の提供と被災外国人に通訳や翻訳による支援等を行う県の組織として、災害の発生時等に「愛知県災害多言語支援センター」が設置されることに伴い、「第2編 第5章 要配慮者対策、第3編 第7章 要配慮者支援対策、第5編 第3章 第2節 警戒宣言発令時等の広報」に必要な修正を行う。

6 応急仮設住宅の設置に係る方針の整理に伴う修正

内閣府・国土交通省通知「大規模災害発生時における被災者の住まいの確保に向けた取組の充実について」に基づき、応急仮設住宅の設置について、賃貸住宅の借上げによる方法を活用すること等を基本方針に記載するなど、「第3編 第21章 住宅対策」に必要な修正を行う。

I 避難に係る対策の拡充

1 「避難行動」に係る章の新設

【主な内容】

第2編 第4章 「避難行動の促進対策」

■基本方針

避難勧告等は、空振りをおそれず、早めに出すことを基本とし、避難勧告等の判断基準の明確化を図る。

災害情報共有システム（Lアラート）の活用による報道機関等を通じた情報提供に加え、緊急速報メール機能等を活用して、気象警報や避難勧告等の伝達手段の多重化・多様化を図る。

市長は、あらかじめ指定緊急避難場所の指定及び整備、避難計画の作成を行うとともに、避難に関する知識の普及を図り、住民等の安全確保に努めるものとする。

■主な機関の措置

区分	機関名	主な措置
第1節 気象警報や避難指示等の 情報伝達体制の整備	市	・情報伝達手段の多重化・多様化の確保
第2節 避難場所及び避難道路の 指定等	市	1. 避難場所の指定 2. 避難道路の選定
第3節 避難勧告等の判断・伝達マ ニュアルの作成	市	1. (1) マニュアルの作成 1. (2) 判断基準の設定に係る助言 1. (1) 判断のための助言を求める ための事前準備
第4節 避難誘導等に係る計画の 策定	市及び防災上 重要な施設の 管理者	避難計画の作成
第5節 避難に関する意識啓発	市	(1) 避難場所等の広報 (2) 避難のための知識の普及

2 Lアラートへ災害情報の提供を開始したことに伴う修正

【主な修正箇所】

第2編 第4章 「避難行動の促進対策」

現行	修正案
(追加)	<u>災害情報共有システム(Lアラート)の活用による報道機関等を通じた情報提供に加え、緊急速報メール機能等を活用して、気象警報や避難勧告等の伝達手段の多重化・多様化を図る。</u>
(追加)	<p><u>第1節 気象警報や避難指示等の情報伝達体制の整備</u></p> <p><u>市は、さまざまな環境下にある住民等に対して警報等が確実に伝わるよう、関係事業者の協力を得つつ、防災行政無線、携帯電話(緊急速報メール機能を含む。)等を用いた伝達手段の多重化、多様化の確保を図る。</u></p> <p><u>また、迅速・的確な避難行動に結びつけるよう、その伝達内容等についてあらかじめ検討する。</u></p>

第3編 第5章 「広報」

現行	修正案
①広報活動 (追加)	<p>①広報活動</p> <p><u>ウ 広報活動の実施方法</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・<u>避難情報等については、災害情報共有システム(Lアラート)を活用して迅速かつ的確に情報発信を行う。</u> ・<u>各防災関係機関は、臨時広報紙等の配布、掲示板や緊急速報メール機能、ホームページ、ソーシャルメディアの利用等あらゆる媒体を有効に活用して広報活動を行う。</u>

第3編 第6章 第1節 「避難対策」

現行	修正案
2. 避難の措置と周知 (1) 住民等への周知徹底 避難の勧告・指示等は、災害の状況及び	2. 避難の措置と周知 (1) 住民等への周知徹底 避難の勧告・指示等は、災害の状況及び

<p>地域の実情に応じ、防災行政無線をはじめとした伝達手段を複合的に利用し、対象地域の住民に迅速、的確に伝達する。</p> <p>伝達手段としては、防災行政無線、携帯電話（緊急速報メール機能を含む。）、モーターサイレン（下表参照）、市ホームページや防災情報ブログ、広報車の巡回、あるいは自主防災組織・自治会等を通じた電話連絡や戸別伝達によるほか、<u>テレビ・ラジオ放送局に情報を提供し、協力を求める。</u></p>	<p>地域の実情に応じ、防災行政無線をはじめとした伝達手段を複合的に利用し、対象地域の住民に迅速、的確に伝達する。</p> <p>伝達手段としては、防災行政無線、携帯電話（緊急速報メール機能を含む。）、モーターサイレン（下表参照）、市ホームページや防災情報ブログ、広報車の巡回、あるいは自主防災組織・自治会等を通じた電話連絡や戸別伝達による。</p> <p><u>このほか、災害情報共有システム（アラート）に情報を提供することにより、テレビ・ラジオや携帯電話インターネット等の多様で身近なメディアを通じて住民等が情報を入手できるよう努める。</u></p>
---	--

3 土砂災害防止法の一部改正等に伴う修正

【主な修正箇所】

第2編 第8章 「地盤災害の予防」

現行	修正案
(追加)	<p><u>5. 市における措置</u></p> <p><u>(1) 土砂災害警戒区域に関する警戒避難体制の整備</u></p> <p><u>市防災会議は、土砂災害警戒区域の指定があったときは、市地域防災計画において、当該警戒区域ごとに、次に掲げる事項について定め、避難体制の充実・強化を図る。</u></p> <p><u>ア 土砂災害に関する情報の収集及び伝達並びに予報又は警報の発令及び伝達に関する事項</u></p> <p><u>イ 避難施設その他の避難場所及び避難道路その他の避難経路に関する事項</u></p> <p><u>ウ 土砂災害に係る避難訓練の実施に関する事項</u></p> <p><u>エ 警戒区域内に、社会福祉施設、学校、医療施設その他の主として防災上の配慮を要する者が利用する施設であつ</u></p>

	<p><u>て、急傾斜地の崩壊等が発生するおそれがある場合における当該施設を利用している者の円滑かつ迅速な避難を確保する必要があると認められるものがある場合にあっては、これらの施設の名称及び所在地</u></p> <p><u>オ 救助に関する事項</u></p> <p><u>カ 前各号に掲げるもののほか、警戒区域における土砂災害を防止するために必要な警戒避難体制に関する事項</u></p> <p><u>キ 急傾斜地の崩壊等が発生するおそれがある場合における工に規定する施設を利用している者の円滑かつ迅速な避難を確保するため、アに掲げる事項として土砂災害に関する情報、予報及び警報の伝達に関する事項</u></p> <p><u>(2) ハザードマップの作成及び周知</u></p> <p><u>警戒区域をその区域に含む場合、市地域防災計画に基づきハザードマップを作成する。作成に当たっては、土砂災害警戒区域等の範囲や避難場所、避難経路等を明示するとともに、土石流等のおそれのある区域から避難する際の方向を示すなど、実際の避難行動に資する内容となるよう努めるものとする。</u></p> <p><u>また、ハザードマップを住民等に周知するに当たっては、ホームページに加え、掲示板の活用や各戸配布、回覧板など様々な手法を活用して周知するものとする。</u></p>
--	---

II その他の主な修正事項

1 国土強靱化基本計画の策定等に伴う修正

【主な修正箇所】

第1編 第1章 第2節 「計画の性格及び基本方針等」

現行	修正案
(追加)	<p>4. 他計画との関係</p> <p>(1) この計画の国土強靱化に関する部分は、強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法（平成25年法律第95号）に基づく「国土強靱化基本計画」との調和を保ちつつ、愛知県の国土強靱化地域計画を指針とするものとする。</p>

2 指定公共機関の追加に伴う修正

【主な修正箇所（機関名のみ）】

第1編 第5章 第2節 「処理すべき事務又は業務の大綱」

現行	修正案
<p>2. 指定公共機関、指定地方公共機関、公共的団体及び防災上重要な施設の管理者</p> <p>(追加)</p> <p>(追加)</p> <p>(追加)</p> <p>(追加)</p> <p>(追加)</p> <p>(1) 指定公共機関</p> <p>(追加)</p> <p>(追加)</p> <p>① 西日本電信電話株式会社</p> <p>(追加)</p> <p>② KDDI株式会社</p> <p>③ 株式会社NTTドコモ</p>	<p>2. 県</p> <p>① 県</p> <p>② 県警察</p> <p>3. 指定地方行政機関</p> <p>① 名古屋地方気象台</p> <p>② 中部地方整備局</p> <p>4. 自衛隊</p> <p>● 自衛隊</p> <p>5. 指定公共機関</p> <p>① 日本赤十字社</p> <p>② 日本放送協会</p> <p>③ 西日本電信電話株式会社</p> <p>④ エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社</p> <p>⑤ KDDI株式会社</p> <p>⑥ 株式会社NTTドコモ</p>

<p>(追加)</p> <p>④ 中部電力株式会社</p> <p>⑤ 東邦ガス株式会社</p> <p>⑥ 日本郵便株式会社</p> <p>(追加)</p> <p>(2) 指定地方公共機関</p> <p>(追加)</p> <p>(追加)</p> <p>●名古屋鉄道株式会社</p> <p>(追加)</p> <p>(追加)</p> <p>(追加)</p> <p>(追加)</p> <p>(追加)</p> <p>(追加)</p>	<p>⑦ ソフトバンクモバイル株式会社</p> <p>⑧ 中部電力株式会社</p> <p>⑨ 東邦ガス株式会社</p> <p>⑩ 日本郵便株式会社</p> <p>⑪ 日本通運株式会社、福山通運株式会社、佐川急便株式会社、ヤマト運輸株式会社、西濃運輸株式会社</p> <p>6. 指定地方公共機関</p> <p>① 愛知県土地改良事業団体連合会</p> <p>② 各ガス事業会社</p> <p>③ 名古屋鉄道株式会社</p> <p>④ 各民間放送及び新聞社</p> <p>⑤ 公益社団法人愛知県医師会</p> <p>⑥ 一般社団法人愛知県歯科医師会</p> <p>⑦ 一般社団法人愛知県薬剤師会</p> <p>⑧ 公益社団法人愛知県看護協会</p> <p>⑨ 一般社団法人愛知県LPガス協会</p>
---	--

3 建築物の耐震化策の拡充に伴う修正

【主な修正箇所】

第2編 第9章 「建築物等の安全化」

現行	修正案
<p>第8章 建築物等の安全化</p> <p>第1節 建築物の耐震推進</p> <p>2. 「建築物の耐震改修の促進に関する法律」の適正な施行</p> <p>不特定多数の人が利用する大規模な建築物等の既存耐震不適格建築物に耐震診断結果の報告義務及び、多数の人が利用する一定規模以上等の既存耐震不適格建築物に耐震診断・改修の努力義務を課した「建築物の耐震改修の促進に関する法律」の適正な施行に努めることとする。</p>	<p>第9章 建築物等の安全化</p> <p>第1節 建築物の耐震推進</p> <p>2. 「建築物の耐震改修の促進に関する法律」の適正な施行</p> <p>不特定多数の人が利用する大規模な建築物等の既存耐震不適格建築物に耐震診断結果の報告義務及び、多数の人が利用する一定規模以上等の既存耐震不適格建築物に耐震診断・改修の努力義務を課した「建築物の耐震改修の促進に関する法律」の適正な施行に努めることとする。</p> <p>また、同法に基づき、大規模な地震が発生した場合においてその利用を確保することが公益上必要な建築物とし</p>

<p>3. 日進市耐震改修促進計画</p> <p>②「建築物の耐震改修の促進に関する法律」により策定した「日進市耐震改修促進計画」に基づき、総合的な既設建築物の耐震性の向上を推進していくこととする。</p>	<p><u>て、指定避難所等の防災上重要な建築物（昭和 56 年 5 月 31 日以前に着工した既存耐震不適格建築物に限る。）を指定し、耐震診断結果の報告を義務付けることとする。</u></p> <p>3. 日進市耐震改修促進計画</p> <p>②「建築物の耐震改修の促進に関する法律」により策定した「日進市耐震改修促進計画」に基づき、総合的な既設建築物の耐震性の向上を推進していくこととする。</p> <p><u>また、耐震改修促進計画において、耐震診断義務付け対象建築物として、指定避難所等の防災上重要な建築物（昭和 56 年 5 月 31 日以前に着工した既存耐震不適格建築物に限る。）を指定し、耐震診断結果の報告期限を定めることとする。</u></p>
---	--

4 災害時における放置車両の移動等が規定されたことに伴う修正

【主な修正箇所】

第 3 編 第 1 3 章 「緊急輸送対策等」

現行	修正案
<p>第 1 節 緊急輸送道路確保計画</p> <p>2. 災害対策用緊急輸送道路の確保</p> <p>地震により道路施設が被害を受けた場合、応急対策活動を迅速かつ効果的に推進するため、重点的に応急復旧する路線として、災害対策用緊急輸送道路の確保を図る。</p>	<p>第 1 節 緊急輸送道路確保計画</p> <p>2. 災害対策用緊急輸送道路の確保</p> <p>地震により道路施設が被害を受けた場合、応急対策活動を迅速かつ効果的に推進するため、重点的に応急復旧する路線として、災害対策用緊急輸送道路の確保を図る。</p> <p><u>また、放置車両や立ち往生車両等が発生した場合で、緊急通行車両の通行を確保するため緊急の必要があるときは、道路管理者として区間を指定し、運転者等に対し車両の移動等の命令を行うものとする。運転手がない場合等においては、自ら車両の移動等を行う</u></p>

<p>第3節 自動車運転者における措置</p> <p>(2) 災害対策基本法に基づく交通規制が行われたとき</p> <p>災害対策基本法に基づいて、緊急通行車両以外の車両の通行が禁止される交通規制が行われる場合、通行禁止区域(交通の規制が行われている区域又は道路の区間をいう。)内の一般車両の運転者は、次の措置をとる。</p> <p>③ 警察官の指示を受けたときは、その指示に従って車両を移動又は駐車する。</p>	<p><u>ものとする。</u></p> <p>第3節 自動車運転者における措置</p> <p>(2) 災害対策基本法に基づく交通規制が行われたとき</p> <p>災害対策基本法に基づいて、緊急通行車両以外の車両の通行が禁止される交通規制が行われる場合、通行禁止区域(交通の規制が行われている区域又は道路の区間をいう。)内の一般車両の運転者は、次の措置をとる。</p> <p>③ 警察官又は道路管理者の命令や指示を受けたときは、その命令や指示に従って車両を移動等する。</p>
---	--

5 愛知県災害多言語支援センターを設置することとしたことに伴う修正

【主な修正箇所】

第2編 第5章 「要配慮者対策」

現行	修正案
<p>第4章 要配慮者対策</p> <p>4. 外国人等に対する防災対策</p> <p>(追加)</p>	<p>第5章 要配慮者対策</p> <p>4. 外国人等に対する防災対策</p> <p>⑤ <u>災害時に多言語情報の提供を行う愛知県災害多言語支援センターや県国際交流協会の「多言語情報翻訳システム」の活用等が図られるための体制整備を推進する。</u></p>

第3編 第7章 「要配慮者支援対策」

現行	修正案
<p>7. 外国人への情報の提供と収集</p> <p><u>国際交流協会や各種ボランティア団体と連携し、語学ボランティア等を避難所等に派遣し、災害情報や支援情報等の提供を行うとともに、必要な支援情報を収集する。</u></p> <p>(追加)</p>	<p>7. <u>外国人に対する情報提供と支援ニーズの把握</u></p> <p><u>次の方法により災害情報や支援情報等の提供を行うとともに、必要な支援ニーズを収集する。</u></p> <p>(1) <u>国際交流協会や各種ボランティア団体との連携</u></p>

	<p>(2) <u>県国際交流協会の「多言語情報翻訳システム」等の活用</u></p> <p>(3) <u>愛知県災害多言語支援センター(大規模災害時に設置)が発信する多言語情報の活用</u></p> <p>(4) <u>通訳ボランティア等の避難所等への派遣(ボランティアセンターを通じて依頼)</u></p>
--	---

第5編 第3章 第2節 「警戒宣言発令時等の広報」

現行	修正案
<p>2. 広報の手段</p> <p>広報は、テレビ、ラジオ等の報道機関の協力を得て行うほか、地震防災信号(サイレン、警鐘)、広報車、地域防災無線・有線放送、市ホームページや防災情報ブログ又は自主防災組織等を通じる次の伝達系統により行うものとする。</p>	<p>2. 広報の手段</p> <p>広報は、テレビ、ラジオ等の報道機関の協力を得て行うほか、地震防災信号(サイレン、警鐘)、広報車、地域防災無線・有線放送、市ホームページや防災情報ブログ又は自主防災組織等を通じる次の伝達系統により行うものとする。</p> <p><u>なお、外国人等情報伝達について特に配慮を要する者に対する対応については、愛知県災害多言語支援センターによる多言語ややさしい日本語による情報提供、表示、冊子又は外国語放送など様々な広報手段を活用して行う。</u></p>

6 応急仮設住宅の設置に係る方針の整理に伴う修正

【主な修正箇所】

第3編 第21章 第2節 「応急仮設住宅の供与」

現行	修正案
<p>第2節 応急仮設住宅の供与</p> <p>災害により住家が滅失した被災者のうち、自らの資力では住宅を確保することができない者に対し、一時的な居住の安定を図るため、応急仮設住宅を設置するものとする。</p>	<p>第2節 応急仮設住宅の供与</p> <p>災害により住家が滅失した被災者のうち、自らの資力では住宅を確保することができない者に対し、一時的な居住の安定を図るため、応急仮設住宅を設置するものとする。</p> <p><u>応急仮設住宅の設置については、建設又は賃貸住宅等の借上げによるものと</u></p>

<p>(追加)</p> <p>(1) 対象者</p> <p><u>自己の資力では住宅を建築することができない者で、次のいずれかに該当する者とする。</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ <u>災害のため住家が全壊（焼）、流失した者</u> ・ <u>居住する仮住家がない者</u> <p>(追加)</p> <p>(追加)</p>	<p><u>し、災害の特性等に応じて供与方法を選択する。</u></p> <p><u>1. 応援協力の要請</u></p> <p><u>市は、住宅の被災状況等から応急仮設住宅の設置が必要な場合は、県に対して、設置を要請する。</u></p> <p><u>県は、応急仮設住宅の設置に当たっては、協定締結団体に協力を要請する。</u></p> <p><u>3. 被災者の入居及び管理運営</u></p> <p>(1) 対象者</p> <p><u>災害により被災し、原則として次のいずれにも該当する者とする。</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ <u>住家が全壊、全焼又は流失した者であること。</u> ・ <u>居住する住家がない者であること。</u> ・ <u>自らの資力をもってしては、住宅を確保することができない者であること。</u> <p>(4) 管理運営</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ <u>応急仮設住宅の管理運営については、県が行う救助の補助として委託された市がこれを行う。</u> ・ <u>応急仮設住宅は、被災者に対しての一時的居住の場所を与えるための仮設建設であることを考慮し、使用目的に反しないよう適切に管理する。その際、応急仮設住宅における安心・安全の確保、孤独死やひきこもりなどを防止するための心のケア、入居者によるコミュニティの形成及び運営に努めるとともに、女性の参画を推進し、女性を始めとする生活者の意見を反映できるよう配慮するものとする。また、必要に応じて、応急仮設住宅におけるペットの受入れに配慮するものとする。</u> <p>(5) 供与の期間</p>
--	---

	<p><u>入居者に供する期間は、応急仮設住宅の完成の日から2年以内とする。なお、供用期間終了後は、県が譲渡又は解体撤去の処分を速やかに行う。</u></p>
--	---